



65歳以上の方の 介護保険料が変更になります

4月から所得などに応じて年間保険料を引き上げ

本年度から、65歳以上の方が支払う介護保険料が変更になります。

市では、3年ごとに保険料の見直しを実施。今後3年間に於いて、介護保険サービスの利用者が増えるなど、費用の増加が見込まれることから、保険料を引き上げます。なお、改定後の保険料は、これまでの制度運用で生じた剰余金を活用し、引き上げ幅を抑えて負担を軽減。また、低所得者に配慮しつつ、被保険者の負担能力に応じた保険料となるよう、段階数を10段階から13段階に変更します。

65歳以上の方には、6月下旬に介護保険料の通知を送付しますので、ご確認ください。
【詳細】 介護保険課 ☎(211) 2547



■平成30年度以降3年間の介護保険料(65歳以上)

平成30年度以降3年間の介護保険料(65歳以上)			平成27年度~29年度	
段階	対象者	年間保険料	段階	年間保険料
第1段階	・生活保護を受給している方 ・中国残留邦人などの方々のための支援給付を受けている方 ・老齢福祉年金受給者で世帯全員が市町村民税非課税の方 ・世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	31,174円	第1段階	27,956円
第2段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	45,029円	第2段階	40,380円
第3段階	世帯全員が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	51,957円	第3段階	46,593円
第4段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	62,348円	第4段階	55,911円
第5段階	世帯の中に市町村民税課税者がいて、本人が市町村民税非課税で、本人の前年の公的年金収入金額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	69,275円	第5段階	62,123円
第6段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	79,667円	第6段階	71,442円
第7段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	86,594円	第7段階	77,654円
第8段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上350万円未満の方	103,913円	第8段階	93,185円
第9段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が350万円以上500万円未満の方	121,232円	第9段階	108,716円
第10段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	138,550円	第10段階	124,246円
第11段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上700万円未満の方	145,478円		
第12段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が700万円以上800万円未満の方	152,405円		
第13段階	本人が市町村民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上の方	159,333円		

新設

※実際に納める保険料は10円未満を切り捨てた金額です。公的年金収入には遺族年金、障害年金などの非課税年金は含みません

4/2(月)までに順次各区で開設します

このマークが目印!

こそだて
インフォメーション

入りやすく居心地のよい空間としてリニューアルオープン



イメージ

こそだて
インフォメーション開設日 中央・厚別・南区=4/2(月)、
その他の区は開設済み

所在地 区保健センター(白石・豊平・清田区は区役所、手稲区は区民センター)内

子育てのさまざまな困りごとを相談できる窓口「こそだてインフォメーション」を各区に開設します。

これまで各区にあった「子育て情報室」をリニューアルしたもので、保育士が悩みに応じたサービスや専門機関を

主な特徴を紹介します

スタッフとして保育士が常駐

育児に関する悩みや疑問をいつでも相談できます。申し込みは不要です。



新着や注目の情報が一目で分かるように掲示

種類や特徴ごとに情報を整理して掲示し、より探しやすくなりました。

子どもが退屈せずに過ごせるスペースを設置

相談中、子どもの姿を見ながら安心して過ごせるレイアウトにしました。

案内。キッズスペースもあり、親子で過ごしやすい温かみのある空間にしました。

健診の際など、ぜひ気軽に立ち寄りください。

【詳細】 区役所(1階)健康・子ども課(ただし、東区は(712)6331)

詳細はホームページでもご覧になれます 札幌市 こそだてインフォメーション

検索

手話言語条例

施行日 3/6

条例では市が手話への理解を広めるための施策を行うことを定めているほか、市民の皆さんにご協力をお願いしています。

手話とは?

日本語などの音声言語とは異なる文法体系を持ち、手や指の動き、表情などにより表現される言語です。



市の取り組み

[手話を学ぶ講座の開催など]
ミニ手話講座、手話講習会、中途失聴・難聴者向け手話講習会

市民と事業者の皆さんの役割

手話への理解を深めて、市の取り組みに協力するように努める

条例の詳細は4/19(木)から区役所で配布するパンフレットか
ホームページでご覧になれます 札幌市 手話言語

検索

手話を使って暮らしやすい街を目指し、手話が言語であることを広める「手話言語条例」を施行しました。

これは、手話が日本語や英語などと同様に言語であるということがあまり認識されていない現状を受けて制定した

もの。市は講座を開くなど、市民の方が手話を学べる機会を増やしていきます。

条例を解説したパンフレットも配布。これを機に、手話への理解を深めてみませんか。

【詳細】 障がい福祉課(211)2936

手話が言語であるとの認識を広めるための条例を施行

市・市民・民間事業者の役割を定めています